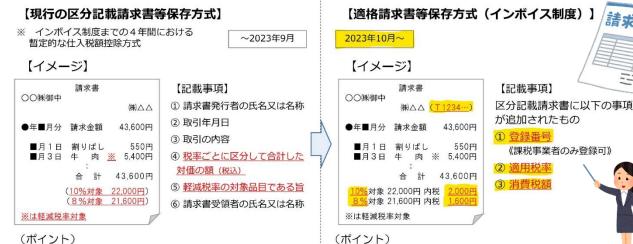
R3.10.1 より 適格請求書発行事業者(登録事業者)の登録申請が始まりました

まだ少し先ですが、<u>R5.10.1 から「適格請求書等保存方式(いわゆる インボイス制度)が導入</u>されます。 今回は、インボイス制度と R.3.10.1 から始まる登録事業者の申請について概要を簡潔にご紹介します。

インボイス制度について

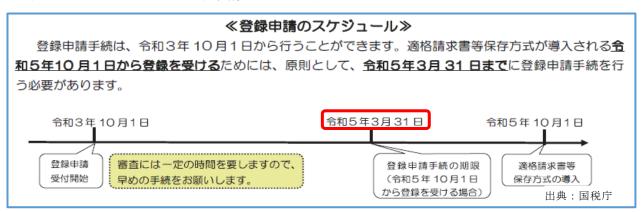
消費税の基本的な「取引に対する課税」に変更はなく、その取引の資料となる「請求書」の記載事項が 追加され、現行の「区分記載請求書」から「<mark>適格請求書(インボイス)」</mark>に代わります。取引の販売者(売り 手)はインボイスの発行義務があり、購入者(買い手)はそのインボイスに記載された取引額、税率、消費税 額等を消費税計算の根拠として会計処理、税務処理を行うことになります。



- (ポイント)
- 受領した請求書に<u>4・5の事項</u>がなければ自ら **造記** が可能
- 免税事業者でも発行可能
- 区分記載請求書の "交付義務" はない
- 交付するインボイスは、これまでの**請求書や領収書に記載 事項を追加する**イメージ(受領者による"<u>追記"は不可</u>)
- 免税事業者は発行不可 (発行するには課税事業者となり税 務署長に登録を受ける必要)
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付 義務・写しの保存義務が発生 出典:国税庁

登録事業者の申請

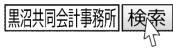
「適格請求書(インボイス)」を発行できるのは、「適格請求書発行事業者(登録事業者)」のみとなりま す。登録事業者となるためには、税務署に**「適格請求書発行事業者の登録申請書」**を提出し、一定の審査 後に登録されます。R3.10.1より登録申請が始まっています。



@10月の予定

- 10/10・9月分源泉所得税
 - ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 11/1 ・8月決算法人の確定申告
 - ・11,2,5 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日





請求書言

==

発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅篭町 3-1-4 食糧会館3階 TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL http://kuronuma-ac.jp/E-Mail info@kuronuma-ac.jp